

政令第 号

皇統譜令の一部を改正する政令

内閣は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び同法附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

皇統譜令（昭和二十二年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「皇室典範」の下に「（昭和二十二年法律第三号）」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第五条中「から第十四条まで」を削り、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 皇室典範等の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時内親王等に係るこの政令による改正後の

第五条の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは、「第十一条又は皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）附則第二条」とする。

理 由

皇室典範等の一部を改正する法律の施行に伴い、皇統譜令の規定の整理を行うとともに、施行時内親王等に係る同令の規定の適用に関する経過措置を定める必要があるからである。